

厚生文教委員会報告書

平成27年2月16日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鵜 川 晃 匠

平成27年2月16日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
市立病院経営についての調査研究 介護老人保健施設及び訪問看護ステーションについての調査研究 ○ 病院事業に係る地方公営企業法全部適用について	継続調査	—

<報告事項>

- 電気自動車用急速充電器の運用開始について（環境課）
- 市有施設屋根貸し事業について（環境課）
- 備前市墓園事業特別会計の廃止について（環境課）
- 備前市就学指導委員会条例の一部改正について（学校教育課）
- 学校耐震改修工事等について（教育総務課）
- 備前市通学バスに関する条例の一部改正について（教育総務課）
- 医療事故の訴訟について（日生病院）
- 第2次備前市子ども読書活動推進計画の策定について（生涯学習課）
- 日本遺産、世界遺産登録の推進について（生涯学習課）
- 備前市文学賞について（生涯学習課）
- 第6期介護保険料について（介護福祉課）
- ヘルスパ日生温浴施設設置条例の廃止条例について（保健課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
所管事務調査	6
閉会	13

厚生文教委員会記録

招集日時	平成27年2月16日（月）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時28分	開会 ～	午後2時25分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	鶴川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島 誠
		守井秀龍		立川 茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	病院総括事務長	森脇 博	日生病院事務長	下林博樹
	吉永病院事務長	万波文雄		
	市民生活部長	有吉隆之	環境課長	藤原弘章
	保健福祉部長	金光 亨	保健課長	山本光男
	介護福祉課長	高見元子		
	教育次長	末長章彦	教育総務課長	植田明彦
	生涯学習課長	田原義大		
傍聴者	議員	掛谷 繁		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午後1時28分 開会

○**鶴川委員長** ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

***** 報告事項 *****

本日の委員会は、閉会中の継続調査事件を行いますが、せっかくの機会でございますので、まず執行部から報告事項があればお受けいたします。

○**藤原環境課長** 環境課より3点御報告させていただきます。

まず、平成26年度の事業として現在市内6カ所に整備中であります電気自動車用急速充電器の運用開始につきましては、2月ごろの運用開始を考えておりましたが、4月から5月になる予定であります。これは、電力供給工事や追加工事によっておくれたのも一因ですが、国の補助をいただく関係上、経済産業省関係の次世代自動車振興センターでの審査にかなりの時間がかかるものと思われるためであります。御迷惑と御心配をおかけいたしますが、事務方としても極力早い運用開始に努めますので、よろしく願いいたします。

2点目は、環境課を窓口とする市の利用可能な公共施設への民間業者による太陽光発電施設の設置、いわゆる屋根貸しについてであります。市内で実績のある業者を中心にお声かけをしたところ、吉永のメガソーラーで実績のある株式会社ウエストホールディングスさんが27年度に設置していただけることになりました。可能な10施設に名乗りを上げていただきまして、これに伴う市の収入見積もりは、20年間で約1,700万円程度、これは税金も合わせてですが、であります。このことによる市の出費は、一切ございません。また、市の都合による設備撤去など、これは屋根を直したいんだとか、この施設を移動、また建てかえしたいんだということが生じた場合も、業者の費用で行う協定となっております。

3点目ですけれども、備前市墓園事業特別会計の廃止についてであります。吉永の市営墓地興七郎谷霊苑に係る起債償還の終了に伴い廃止するものであります。この2月定例会へ議案を提出予定であります。今後は、一般会計にて承継してまいります。

○**末長教育次長** それでは、学校教育課関係を1件御報告いたします。

2月定例会で備前市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議案として提出いたします。

このたび、学校教育法施行令が改正されたことに伴い、備前市就学指導委員会の任務を障害のある児童・生徒への就学支援のみならず、就学後の一貫した支援についても指導を行うことができるよう改めるとともに、その名称を変更するための規定整備を行うものです。

○**植田教育総務課長** 教育総務課から2件御報告申し上げます。

まず、学校耐震改修工事等について御報告申し上げます。

先日、平成27年度文部科学省予算説明会が開催され、国の方針が示されました。その中で、耐震化に係る国庫補助金のかさ上げにつきましては、平成27年度が最終年であることから要望

が集中し、予算不足が生じているとのことであります。そのため、国は耐震事業に補助金を集中させ、それ以外の事業は不採択の見込みとのことであります。

これを受けまして、市では、これまで耐震化にあわせた空調、トイレなどの改修を行ってまいりましたが、平成27年度は補助金が見つからないとの見通しから、これを先送りすることといたしました。今後、28年度以降で整備予算を要求してまいります。

次に、次期定例会において、通学の便を図るため、備前市通学バスに関する条例の一部改正案を上程する予定としております。

○下林日生病院事務長 日生病院から医療事故の訴訟について御報告いたします。

平成25年11月12日に、80代の女性患者さんが当院での手術後に容体が悪化され、岡山市内の病院で治療を続けられておりましたが、平成26年2月にお亡くなりになりました。この件につきましては、平成26年7月の厚生文教委員会において、相手方の弁護士から損害賠償請求書が送付されてきたこと、日生病院といたしましては、当方の弁護士並びに損害保険会社と相談の上対応してまいりたいと報告させていただいているところでございます。今回、その件につきまして訴訟となりましたので、御報告させていただきます。

双方の弁護士の協議が合意に至りませんで、その結果といたしまして、本年2月9日に岡山地方裁判所から訴訟が提起されている旨の通知及び3月24日に同裁判所において第1回の口頭弁論を行う旨の通知がありました。今後につきましては、引き続き弁護士とともに対応してまいりたいと考えております。

個人情報関係のほか、今後裁判所での審理も行われてまいりますので、詳細については申し上げることができませんが、御了承いただきますようお願いいたします。

○田原生涯学習課長 生涯学習課より3点御報告をいたします。

お手元にお配りしております「第2次備前市子ども読書活動推進計画～びぜん子ども読書プラン～の策定について」という資料をごらんください。

まず、策定趣旨ですが、平成13年12月12日付で公布施行された子ども読書活動推進に関する法律に基づき、市では平成22年4月に「備前市読書活動推進計画～びぜん子ども読書プラン～」を策定しまして、平成26年度までの5年間にわたり、家庭、地域、学校、園、市民及び市民団体と行政が連携協力し、取り組みを進めてきました。第1次計画の理念を踏襲しつつ、子供たちを取り巻く現状に応じた子ども読書プランを策定してまいります。計画の方針は、第1次計画の継承、充実でございます。また、関係主体の役割の明確化、子供たちの読書の習慣化と未読者減少に向けた取り組み、そして、今回の計画から総合的な目標、個別の目標を数値目標として掲げております。策定委員は、標記のとおりです。

日程としまして、2月25日からパブリックコメントを約1カ月行い、今年度末の策定を予定しております。よろしくお願いいたします。

2点目は、日本遺産、世界遺産の推進についてでございます。

新聞等により報道されておりますので、皆様御存じだと思いますが、備前市からは旧閑谷学校

を水戸、足利、日田の4市で連携して行うこととしまして、2月10日までに文化庁宛てに申請を行っております。これにつきましては、現在文化庁へは50件の申請があったと聞いております。今後は、4月以降に文化財や観光の専門家による検討を踏まえて、約15件を選び、東京五輪が開かれる2020年までに100件程度を認定したい考えと聞いております。

また、備前市からは単独地域型ということで、備前焼の申請も既に済ませております。

また、世界遺産ですが、1月26日に旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員会、また2月12日に旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会を開きまして、3市と連携して推進していくという説明を行っております。

3点目ですが、備前市文学賞についてでございます。応募につきましては、一般の部が5部門、81人、207点、小学校の部が4部門、35人、67点、中学校の部が3部門、41人、68点でございました。合計が157人で342点の応募がありました。審査の結果、入選が10点、佳作が33点の入賞が決まっております。審査結果については、新聞並びに広報等に掲載しております。入賞作品につきましては、本年度中に発刊する小冊子の「備前市の文学」に掲載し、3月15日の10時から備前市市民センターで表彰を予定しております。

○高見介護福祉課長 第6期の介護保険料についてでございますが、介護保険準備基金1億円を取り崩すことにより、基準月額を5,300円とした条例改正の議案を2月定例会へ提出させていただく予定となっております。全国平均見込みは、財務省の試算によりますと5,550円程度であり、現段階ではありますが、岡山県15市においては、平均5,740円で、備前市は下から4番目となっております。保険料段階設定においては、低所得者軽減強化が、消費税率の引き上げ時期の影響から、平成27年度と平成29年度と2段階の実施の予定となっております。低所得者軽減強化部分については、国の平成27年度予算成立後になるため、2月定例での条例改正ではなく、専決処分による軽減条項の追加を予定しております。

○山本保健課長 ヘルスパ日生温浴施設につきましては、13日開催の臨時会において市長から報告のありましたように、当初本年3月末をもって閉鎖する方針で準備を進めておりましたが、会員や利用者の皆様に具体的な周知をするには時間的に十分とは言えないことから、閉鎖時期を半年延長し、本年9月末といたしました。この半年間の延長につきましては、体力づくり指導協会様と合意ができ、今後は体力づくり指導協会様と閉鎖に向けた具体的な協議等を行ってまいりたいと考えております。

なお、来年度協定を締結するに当たっては、閉鎖に向けた事務が円滑に行えるような協定書をしっかり検討してまいりたいと考えております。

また、次期定例会には、ヘルスパ日生温浴施設設置条例を廃止する条例を提出する予定ですので、よろしくお願いたします。

○鶴川委員長 ほかに報告はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これまでの報告についての質疑がございましたら、挙手の上、発言を許可

いたします。

○橋本委員 先ほど報告がございましたヘルスパ日生の件なんですけれども、設置条例がこの2月定例議会で廃止されると。施設そのものは、本年9月末まで半年間継続するんだと。施設があるのに条例を廃止できるんですか、それは。

○山本保健課長 条例には、10月1日で閉鎖といううたい方をさせていただきます。

○橋本委員 それと、半年間延長した理由について、会員等に周知する期間が足りないということが判明したと。そんなことは、最初からわかっとなることで、何で半年間延長するのか、先方からこのまま3月末で廃止したら訴訟も辞さんぞというような強硬な言い方をされて、執行部がへたすりゃあ訴訟に負けるんじゃないかというようなことで延長したと捉えとんですが、そこら辺はどんなんでしょうか。

○山本保健課長 当初、3月末をもって閉鎖をすると皆様方には公表しておりましたが、そのときには少なくとも3月の「広報びぜん」なりで周知を広報したいというふうを考えておりました。体力づくり指導協会様へも再三閉鎖についての協議を申し入れさせていただいたんですけれども、そういった具体的な協議には応じてもらえなかったことから、具体的な閉鎖についての協議が全くされないままにここで強引にやってしまうと、市民の方に大変迷惑をかけるということになります。例えば、料金につきましては、会員制度といったものを設けております。これは、温浴施設だけの料金設定ではございません。プールと合わせた料金設定がされております。ですから、そういった会員様に今後どんな手続をしたらいいのかといったような具体的な手続につきましては何ら協議ができておりませんので、そういった細かい点についてお知らせすることができなかったわけです。ただ単に3月末をもって閉鎖をするということだけが決定しており、その他具体的な事務手続については一切協議ができなかったものですから、そういったお知らせが今の時点ではできないということになりましたので、今回延長させていただきたいという申し入れをさせていただいたということでございます。

○橋本委員 半年間延長するというのを体力づくり指導協会側も了承したということなんですけど、9月末の温浴施設の閉鎖を了解した上で半年間延長するんでしょうか。

○山本保健課長 市の方針としては閉鎖に変わりございませんといったことをお伝えした上で、今回半年間の延長ということに合意をしていただきました。

○橋本委員 ですから、市の立場はわかるんですが、体力づくり指導協会側は、9月末に温浴施設を閉鎖するんだということを了解してくれとるのかどうかという点ですね。

○山本保健課長 正直言いますと、恐らく存続してほしいという希望はあるかと思いますが、こちらとすれば閉鎖の方針に変わりないといった旨をお伝えした上で、今回合意に至ったということでございます。

○橋本委員 合意に至ったということになると、9月末閉鎖を向こうが了解したということになるんですが、こちらの希望的な観測みたいなニュアンスで受け取られるんですよ。だから、その点については、9月末の閉鎖については、体力づくり指導協会はまだ完全に認めてない、承知し

ていないということによろしいのでしょうか。

○山本保健課長 先方は、まだ議会の了承をもらっていないでしょうという言われ方をされます。したがって、次期定例会に予定をしております廃止条例を提案させていただきますけれども、そのいかんによって、先方も態度を固められるんじゃないかと思います。

○橋本委員 了解です。

○鶴川委員長 ほかに。

○森本委員 環境課のソーラーの件ですが、10施設はわかりますか。

○藤原環境課長 備前焼伝統産業会館、伊部駅南ふるさと交流センター、吉永特定公共賃貸住宅、吉永病院の総合保健施設、紅葉会館、備前浄化センター、サイクリングターミナル、日生市民会館、西鶴山公民館、それから蕃山荘、以上であります。

○鶴川委員長 そういったものは資料としていただけないでしょうか。

○藤原環境課長 お配りします。

○鶴川委員長 よろしくお願いします。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

報告の終わった説明員は退席を願います。

***** 所管事務調査 *****

続いて、閉会中の継続調査事件に入ります。

市立病院経営、介護老人保健施設及び訪問介護ステーションについての調査研究を行います。

本日は、さきの定例会で報告のごぞいしました病院事業における平成27年度からの地方公営企業法全部適用の移行についてを調査研究いたします。

まずは、地方公営企業法の全部適用について、執行部からの説明を求めます。

○森脇病院総括事務長 それでは、全部適用について御報告をさせていただきます。

まず、先の定例会での厚生文教委員会で御報告いたしました地方公営企業法の全部適用への移行については、2月定例会に関係条例を提案したいと考えておりますので、ひとつよろしく願いたいと思います。

それでは、地方公営企業法の全部適用に向けたこれまでの経緯と経過を御説明いたします。

平成22年12月に、備前市病院事業検討委員会から、吉永病院は独立行政法人化を検討、備前病院、日生病院は、経営統合を含めた経営形態を研究するべきといった答申がございました。平成24年12月には、吉永病院は独立行政法人化を見送り、備前、日生病院は一部適用を継続することになりましたが、現市長の吉村市長のもと、平成25年9月には、第2次総合計画に経営形態の見直しに取り組むといたしました。さらに、平成26年7月には、吉村市長から、将来にわたり市立病院が存続していくためには、専門知識と強いリーダーシップを有した事業管理者のもとで病院経営を行う必要があるのではないかとしまして、吉村市長、武内副市長、藤田備前

病院長、越智日生院長、荻野吉永院長において、全部適用移行に向けた協議がなされております。そのときの院長先生方の意見としましては、全部適用に移行することで、今まで以上に余分な経費の発生が懸念されるという意見、形だけ移行することで、病院側の自由度が増さない中では一部適用と変わらないのではないかという意見、それから現状のままでは、将来病院の存続が危うくなるなどの意見がございました。市長、副市長からは、全部適用の移行に当たっては、備前市としても協力していくとのことをごさいます、全部適用の方向性が示されております。

以上、経緯と経過を御説明いたしました。

次に、委員の皆様にお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

これは、病院の職員に配布いたしました資料で、地方公営企業法の全部適用とは何か、また一部適用と全部適用の比較を職員にわかりやすく解説したものです。本日はこの資料に沿いまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、資料の「地方公営企業の全部適用とは」の1ページをごらんいただきたいと思います。

地方公営企業法は、地方公共団体が運営する病院事業や水道事業など、公営企業の組織や財務、これに従事する職員の身分など、公営企業経営の基本的な基準を定めた法律でございます。

備前市の病院事業は、企業会計方式をとることを定める財務規程のみを適用しておりまして、全ての規程を適用することによりまして、これまで市長にあった組織や人事などの権限が病院事業管理者に移行することで、公営企業としての独立性が強化され、今まで以上に病院経営に必要な効率的で効果的な取り組みが可能となると考えております。

全部適用に移行したといたしましても、備前市直営の公立病院であることは変わりなく、また診療内容、医療費にも全く変更はありません。これからも市民の皆さんから信頼される市民病院を目指しまして、地域に必要な医療を継続して提供してまいりたいと考えております。

次の「経過」につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、2ページの比較表をごらんいただきたいと思います。

まず、一番上の開設者については、変更はございません。

次の運営責任者は、「市長」から「病院事業管理者」となります。

次の内部組織には、基本的に変更がありません。

次の職員の任命は、「市長」から「事業管理者」と変わってまいります。

次の職員の身分は地方公務員で、変更ございません。

労使の関係ですが、全部適用になりますと、労働組合の結成が可能です。

次の職員の給与とか勤務条件につきましては、全部適用では人事院勧告の対象外となります。

次の財産的基礎、予算、会計制度、繰入金などは、現在と変わりございません。

続いて、今後のメリットとデメリットでございますが、メリットとしましては、広範的な権限が事業管理者に付与されるため、制度的には効率的、弾力的な運営が可能となると考えます。デメリットといたしましては、事業管理者の人件費が増大する可能性がございます。また、医療と経営の両方に精通している人材の確保が今後の課題と考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○**鵜川委員長** 説明が終わりました。

この件について発言を希望される方は、挙手の上、お願いをいたします。

○**橋本委員** 2月議会で関係条例案が上程されるということで、ここでいろいろ審査をしたら、事前審査にもつながるんですけども、先ほどの経過説明の中で、全部適用にしてはどうかという提案が市長からなされたということですが、市長の本心というんですかね、本意はどこにあるのかなど。ただ単に、権限を病院側に移譲するというだけじゃなくって、将来的な何かを見据えてこういう計画にしようとしておられるのかなというふうにも思えるわけです。例えば、去年ですか、佐賀県の武雄市へ視察に行きましたが、武雄市では、公立病院が赤字を出すんで、それを民間にぽんと委託しちゃったとかというようなことがあるんです。そういうことの布石にもなるのかなと思えるんですが。

○**森脇病院総括事務長** 私どもの思いは、あくまで市長が病院の財政的な問題、こういったものをまず心配されて、それで全部適用にして、要するに経営能力を持った事業管理者を置いたらどうだということから出たものであると私は考えております。

○**橋本委員** それで、今までは一部適用ということで、いろいろな面で執行部側が関与して、例えば医師の確保であるとか、そういったことに対して物すごく努力をされておりました。それが、全部適用ということで、病院側にいろいろな権限を移譲することによって、執行部、例えば市長がそういうことをやらなくてもよくなったというようなことにつながってくるんじゃないかと。その分、権限を移譲したら、責任も病院側について回るということで。ですから、3病院の中で、吉永病院はどうかかわらんのですけど、日生病院や備前病院は余分な経費を発生することが懸念されたり、病院側の自由度が増さない中では一部適用と変わらんとか、ちょっと否定的な意見が出とんじゃないかなと思えるんですが、そういうことに関しては、今後とも執行部、市長側は努力して病院をサポートするというふうにとったらよろしいんでしょうか。

○**森脇病院総括事務長** とりあえず、院長、市長、副市長の話では、市長のほうからは全面的にサポートはいたしますというお話がございました。

○**鵜川委員長** ほかにございませんか。

○**守井委員** 先日、病院についての経営講習会へ行かせていただいて、いろんな御意見をお聞きしたんですけども、やはり人口減少の時代に入っていることで、病院経営も今後非常に難しくなるというようなことや、それから厚労省が補助している金額についても、いろいろな趣向が変わってくるというようなことで、非常に難しい病院経営が発生するんじゃないかというようなことをお聞きしております。要するに10年先とか、そういう長いスパンをきちっと計画として定められる人材をぜひつくっていただくというようなことを考えてもらって、全適なら全適をうまく生かしてほしいということを私は思っております。いわゆる専門家がより必要になってくるんじゃないかなということをお聞きしておりますので、そういう面で全部適用をうまく活用してほしい。私としては、独法がいいんじゃないかという考えではあったんですけども、やむを得な

い理由で断念しております。全部適用を契機に、そういう形での運用をぜひ考えていってほしいということ、特に看護師あるいは医師の講習とか、積極的にいろんな情報を仕入れて、そういう教育にも使っていくというような形をぜひとっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○森脇病院総括事務長 委員のおっしゃるとおり、医師も含めまして、看護師を初め医療スタッフ、事務も含めて、これは将来的にも専門家といいますか、プロパー的な職員を目指していきたいというふうに考えております。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 経営責任が明確化されるという点は、まず変わらないと思うんですが、今までの赤字体質からどう逃れていくのかというところだと思います。全適の次に何が来るのかと言えば、先ほどお話が出たように、譲渡というのが出てきようかなと思うんですが、前の数字で申しわけないんですけど、医業収益と医業費用の差、官民の格差は御存じだと思いますが、1床当たりの有形固定資産、どのぐらいか御存じでしょうか。私の調べたところでは、私立病院では1床当たり900万円ちょっと。ところが、公立病院になりますと2,300万円ほど、約3倍近い費用をかけていると。にもかかわらず、毎回申し上げるんですが、公立病院、自治体病院ですよ、お金だけじゃないんですけども、本当に必要な救急だとか、365日のERだとか、またそういった方向で診療部門も変えてほしいなという気はするんですが、その辺の数字の改善も必ず責任として出てきようかと思しますので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、組織が変わりますので、現職員さんとの合意形成です。先ほどお話がありましたように、給料の面、人事面、全部変わってきますので、職員とのコンセンサスが非常に気にはなるんですが、どの程度今進んでいるのか、もし許せる範囲でお話しただけたらと思います。

○森脇病院総括事務長 委員のおっしゃるとおり、数字も含めた病院自体が変化していかなければならないと思っております。これは、4月以降、どういった方が病院の事業管理者になられるか、それによっても、将来的なものが出てきようかと思っております。そういったことから、事業管理者がどなたになるか、どういった指導力を発揮していただけるか、それも今後見きわめていきたいというふうに考えております。

職員とのコンセンサス、これにつきましては、現在日生病院、吉永病院は、特に質問とかは出ておりませんが、備前病院につきましては、いずれまた職員に対して説明会を開こうと考えております。

○立川委員 そしたら、今後全適になって目指す病院像というんですかね、そういうのがあれば。診療を頑張るだとか、住民、市民の医療を担保していただけるのは当然のことなんですが、それ以上進んで、ERのほうに力を入れるんだとか、高度医療は望みませんので、そういったところの方向性です。

もう一点、病院事業管理者ですが、運営責任者ということになっているんですが、医療法上の管理者もイコールで考えていいんですかの2点をお願いします。

○森脇病院総括事務長 まず、2点目の管理者でございますが、どなたになるかは、私はまだはっきり聞いておりませんので、その辺はどうなるかはわかりません。

○立川委員 いや、医療法上の管理者というのができると思うんですが、いわゆる病院長の任命権です。

○森脇病院総括事務長 病院長、職員も含めた任命権は、事業管理者にあります。

○下林日生病院事務長 病院の方向性ということにつきましては、今現在は公立病院ということで、民間企業と違う、利益の追求ではございません。そういった面では、患者さんのサービス向上ということで、今までどおりと変わらないものになろうかと思えます。ただ、事業管理者が決定いたしましたら、やはり事業管理者の考え方等も出てきますので、その中で若干の変更といえますか、修正は入るかもわかりませんが、我々としては、現在の公立病院としての使命を継続させていくということで考えています。

○立川委員 結構です。

○橋本委員 全適になった場合には、資料にもありますように、経営状況を反映した給与の決定が可能となると。つまり、黒字であれば少しつけ足しをして給与を出してもいいと。だけど、これ赤字になると、ほかのところよりも安いということも可能になろうかと思うんですが、その際にやはり職員との合意形成というのは、私はなかなか難しいんじゃないかと。さかのぼること3年ほど前ですか、先ほど守井委員が言われました吉永病院の独法化を吉永病院の職員が望まないという意見のほう少し多かったということから見送った。今回の場合も、全てのことを職員に説明をした上で、職員が、いや全適なんていいですよということになった場合に、執行部はまた考えを修正する可能性はあるのかどうか。いやこれは、少々職員が反対しても、これは押し切るんだという強い意志を持っておられるのかどうか、そこら辺をお尋ねしておきます。

○下林日生病院事務長 全部適用として事業管理者が、よりその権限を持って経営に当たるということは、一部適用と全部適用の差だと思います。そういった中で、先ほど言われた処遇の変更は、プラスもあればマイナスもあるということも可能性としてはございます。そういった中であって、この全部適用の中では、事業管理者が全て何でも決めて何でもできるというものではもちろんございません。職員側にいたしましては、職員組合というようなこともございますし、こういったいろんなことを進めていくに当たりましては、やはり職員なり、そういった組合との合意形成というものは必ず必要となってくると思えますので、そういったことについては、事業管理者の方も合意形成を図りながら事業を進めていかれるものではないかと考えております。

○橋本委員 いや、そうじゃなくて、前の独法化のときと同じように、全部適用にするかしないかについて職員にアンケート調査なりを実施して、その声が少なければ、全適を見送ることもあり得るのか、それを尋ねよんです。

○下林日生病院事務長 その判断は、私が答弁すべきものかどうかちょっとわからんところもあります。ただ、日生病院で言いますと、特に職員の側から意見とか反対だとかという声を聞いておりませんので、全部適用に向かって日生病院は進んでいると思っております。

○橋本委員 それについては、全適になったらこうなることもあり得るんですよというようなこういった詳しいことを皆さんに周知すれば、また職員の考え方も変わってくるのではないかなというふうには思います。

それともう一点、依然独法化のときにも問題になりました。日生病院長あたりから要請が出ておりましたが、基準内繰り入れですかね、病院を運営しているということで国からの交付税が交付されますけれども、それについて満額を病院事業会計に入れてほしいと。覆せば、現在は基準内の繰り入れが100%ではないというあらわれじゃないかなと思うんです。全適になった場合には、それらの要望が特に強くなるんじゃないかなと思うんですが、現状はどうなっているかということと、全適になった場合に基準内繰り入れが100%達成できるのかどうか、そういった点はどんなでしょうか。

○下林日生病院事務長 繰入金につきましては、先ほど橋本委員がおっしゃられたように、以前につきましては、簡単に言いますと、黒字になったら少なくともいいんじゃないかと、赤字になったらふやそうかというような言い方の中で、それではやはり頑張ったところの勢いがなくなるというようなところもございました。恐らくその当時の清利院長が議会で答弁したことだと思います。その後、改善はされてきております。

繰入金か100%か100%でないかということにつきましては、財政当局の考えと病院側の考えに若干平行線の部分もございます。そういった中で、現在市からいただいている金額というのは、病院が存在することに対して国が市へ入れてくる交付税ですね、その分をいただいております。その分が多いか少ないかということになりますと、病院側からしますと多いほうがいいわけで、市からすると、厳しい財政状況の中ですから、もっと少なくというような話もございましたけれども、今現在の繰入金が他市町村に比べて多いというような認識は持っておりません。逆に、少しは少ないだろうとは思いますが。そういった中ですけれども、市内に3病院があることも、備前市の特殊な事情であろうかと思っております。そういった中であって、3病院があることで当然市の負担も増してくるということの中で、市と病院とで話をしている中では、交付税の中に算入されている分を病院のほうへいただくということによっておるので、今後のことについて額がどうなるかというのはちょっとわかりませんが、現在のところでは、その額を一つの基準として継続していただければなというのは思っています。

○橋本委員 了解です。

○鶴川委員長 もう一点お答え願います。

職員に全部適用の説明をしたらまた変わってくるんじゃないかということ。

○下林日生病院事務長 本日の資料を職員へ回覧しております。

○万波吉永病院事務長 吉永病院の状況を説明させていただきます。

吉永病院については、やはり同様の比較、一部適用と全部適用の比較表を配りまして、院内会議で出して、質問があったら事務所に問い合わせるよということによってやっておりますが、現在のところそれはございません。やはり独法と、それから全適との仕組みが、地方公務員の立場が

変わらないというところもありますし、それから委員さんおっしゃられた、本俸を変えるということも全適では可能だということも事実でございますが、実際に本俸を変えて、それを運用しているというところは、私の知る限りでは少ないと。よほど合意が、特に備前の場合は3病院ありますんで、その3病院の経営状況によって1つの病院だけを下げるということは非常に難しいかと思しますので、日生病院事務長が言いましたように、やるときには十分話をして、納得づくでやっていくということを新しい管理者は考えられるのではないかというふうに思います。

○橋本委員 わかりました。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 これはお願いなんですけど、公立病院の3指標というものがあまして、平成19年の数字で申しわけないんですが、自治体病院は953病院、そのうち全適が257病院、27%で、経営改善ができたのはわずかだという数字が残っております。ですから、経常収支の比率だとか、職員給与の比率、病床利用率、3指標と言われるらしいですけど、しっかり見させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○鶴川委員長 ほかはいいですか。

○石原委員 こちらいただいた資料の中にも、診療内容、医療費等、何ら変更はありませんということなんですけれども、診療内容につきましては、これまでもたびたび一般質問等でも多く取り上げられて、診療科目、それから救急医療を中心とする診療体制についてもさまざまな要望も出されたと思うんですが、お答えとしては前向きに検討していきますということで返ってきていると思うんですけども、現在診療科目、診療体制等についての検討は進んでいるのでしょうか。

○森脇病院総括事務長 診療内容につきましては、それぞれ3病院が大学病院の医局へ参りまして、特に備前病院は、脳外科とか整形外科といった医局に参りまして、その都度医師の派遣をお願いしております。日生、吉永病院につきましても、やはり院長から医師の確保のための手段をいろいろ講じているというふうに聞いております。

○石原委員 いつも大体同様のお答えで、医師の確保に努めておりますというようなところで、仕方がないんだと、そこで何かストップしてしまっているような感じを多くの市民の皆さんも受けておられます。

今後、全部適用で権限が移譲されるということで、そういう検討も今まで以上により進んでいくと、市民の皆さんとともに期待をしとけばよろしいですか。

○森脇病院総括事務長 市民の皆さんの期待は非常に大きいものがございます。しかしながら、医療というのは、やはりお医者さんがいないとなかなかできない部分がございます。さまざまな診療科目を備えて医療というものを前進させていきたいんですが、やはりお医者さんの確保、これがないことには、市民の期待になかなか応えられない部分がございます。

○万波吉永病院事務長 これは仮定の話でして、管理者の意向にもよると思うんですけども、今委員さんがおっしゃいましたように、地域住民の方のニーズに対してちゃんと応えるというのが公立病院の責務ではないかと思っております。ですから、ニーズがあれば、それを果たせるような

対応をしていく必要は、新しい管理者ももちろん必要でしょうし、私たちも必要だというふうに考えていますので、全適が行われる前に、既に吉永病院から麻酔科の資格を持っている医師が日生病院のほうに麻酔をかけに行き手術件数をふやすというようなことも行っておりますので、これがますます盛んになって、地域の医療のニーズに応えられるような方向に行けばと、今の段階ではそういうふうに考えています。

○石原委員 しっかりと期待に応えるべく進んで行ってほしいと思うんですが、そういうような病院さんのほうでしっかり取り組んでおられることとか、頑張ってもらえることもこちら側もしっかりお伝えしていただく努力もしていただければと思います。よろしくお願いします。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

○星野副委員長 先ほどの話で、備前病院だけ職員への説明会をもう一度行うという話だったと思うんですけど、備前病院だけ、まだ職員と合意形成ができてないということなんですか。

○森脇病院総括事務長 備前病院の場合も、やはりスタッフによる運営管理会議、そういった院内会議の中で全部適用についての説明はいたしました。しかしながら、やはり備前病院には人数的に職員が圧倒的に多いということから、全てに徹底できてないのではないかというふうな気がしまして、説明会を一度は開催したほうがいいかなというふうに考えておる次第です。

○鶴川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、閉会中の継続調査事件についてを終わります。

以上で本日の厚生文教委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後2時25分 閉会